

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

製品の名称 : アルミ箔両面粘着テープ DS-500
会社名 : 摂津工業株式会社
住所 : 〒669-1357 兵庫県三田市東本庄字大歳谷 2207-11
担当部署 : 本社工場 製品技術部
電話番号 : 079-568-2377
FAX 番号 : 079-568-2375

推奨用途 : 金属・プラスチック・フォーム材の接着や固定
使用上の注意 : テープ及び剥離紙による切り傷防止の為、保護手袋着用が望ましい。

2. 危険有害性の要約

GHS 分類 : 本製品は成形品のため GHS の区分に該当しない。(適用範囲外)。
重要危険有害性 : 通常の状態では極めて安定で、特記すべき有害性は知られていない。
但し、アルミニウムは酸やアルカリと反応して水素を発生し、強力な酸化剤と反応して高熱を発生する。又、製品は燃焼又は熱分解により一酸化炭素や二酸化炭素等の有害ガスが発生する。又、アルミ部分が粉塵や微細なチップ状になった場合は、水に触れると水素等の可燃性ガスを発生する。

注意書き

(安全対策) : 熱/火花/裸火/高温のものの様な着火源から遠ざけること。
: 酸やアルカリ、強力な酸化剤、水との接触や多湿状態での保管は避けること。

特有の危険有害性 : 特になし。

: 労働安全衛生法(製造禁止物質及び表示義務物質)、毒物及び劇物取締法(毒物、劇物、特定毒物)、化学物質排出把握管理促進法(第1種及び第2種指定化学物質)、及びオゾン層保護法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、化学兵器禁止法に定める特定物質、指定物質等は指針値を超えて含有せず。

国土交通省告示のホルムアルデヒド発散建築材料を使用せず。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区分 : 混合物(以下に掲げる化学物質からなる成形品:構成比は全体での重量%)

(1)剥離紙

一般名又は化学名	CAS 番号	構成比(%)
紙(セルロース、他)	9004-34-6	18
ポリエチレン(LPDE)	9002-88-4	4
シリコン(ポリシロキサン)	非公開	微量

(2)粘着剤

一般名又は化学名	CAS 番号	構成比(%)
アクリル系樹脂粘着剤	非公開	12

(3)基材

一般名又は化学名	CAS 番号	構成比(%)
アルミニウム及びアルミニウム合金箔(1N30)	7429-90-5	32

(4)粘着剤

一般名又は化学名	CAS 番号	構成比(%)
アクリル系樹脂粘着剤	非公開	12

(5)剥離紙

一般名又は化学名	CAS 番号	構成比(%)
シリコン(ポリシロキサン)	非公開	微量
ポリエチレン(LPDE)	9002-88-4	4
紙(セルロース、他)	9004-34-6	18

4. 応急措置

吸入した場合	: 通常の使用において可能性は少ないが、アルミ粉塵を吸入した場合は直ちに空気の新鮮な場所に移動して安静・保温に努め、速やかに医師の手当てを受ける。
皮膚に付着した場合	: アルミニウム切粉・研磨粉が皮膚に付着した場合は、石鹼を用いて水、またはぬるま湯で十分に洗浄する。製品を加熱した状態で取り扱う時に、付着部位に刺激や発赤のある場合は医師の診察を受ける。
目に入った場合	: アルミ粉塵が目に入った場合には、直ちに清浄な水で十分に洗浄する。眼球を傷つける恐れもあり、医師の診察を受ける。
飲み込んだ場合	: 通常の使用において可能性は少ないが、誤って飲み込んだ場合は医師の診察を受ける。

5. 火災時の措置

適切な消火剤	: 泡消火薬剤、乾燥砂が有効。アルミ粉塵やチップ状のアルミが発生しない状況の場合は、粉末や炭酸ガスも使用可能である。 : 熱、火花及び火炎で発火するおそれがある。 : 消火後再び発火するおそれがある。 : 火災によって刺激性、毒性、又は腐食性のガスを発生するおそれがある。
使ってはならない消火剤	: アルミ粉塵やチップ状のアルミが発生する状況の場合は、水や粉末、炭酸ガスは使用しない。
特有の危険有害性	: 熱、火花及び火炎で発火するおそれがある。 消火後再び発火するおそれがある。 火災によって刺激性、毒性、又は腐食性のガスを発生するおそれがある。

- 特有の消火方法 : 危険でなければ火災区域から容器を移動する。
移動不可能な場合、梱包容器及び周囲に散水して冷却する。
消火活動は、有効に行える十分な距離から行う。
容器内に水を入れてはいけない。
消火後も、大量の水を用いて十分に梱包容器を冷却する。
- 消火を行う者の保護 : 空気呼吸器等適切な保護具や耐火服を着用する。

6. 漏出時の措置

- テープ状の製品のため漏出はしないが、散乱した場合は次の処置をとる。
- 人体に対する注意事項 : 床面などに散乱すると滑るなどの危険性があるため、掃き集める事。
- 保護具及び緊急時措置 : 保護手袋を着用すること。場合により保護眼鏡の着用が望ましい。
- 環境に対する注意事項 : 外部に漏出する恐れのある場合、スクリーン等を設置する。
- 回収・中和、封じ込め及び
浄化方法・機材、二次災害の防止策 : 全て回収し、廃棄物として適切に処理する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

- 技術的対策 : 製品の加工時に切粉が発生する場合、埃状態に堆積させないように、また空気中に飛散指せないようにする。「8.ばく露防止及び保護措置」に記載の措置を行い、必要に応じて保護具を着用する。
- 安全取扱い
注意事項 : テープ及び剥離紙による切り傷防止のため、保護手袋着用が望ましい。
床面などに製品や剥離紙が散乱すると滑り災害の原因になるので、こまめに清掃する事。
熱／火花／裸火／高温のものの様な着火源から遠ざけること。
加熱昇温により臭気が発生する場合は空気呼吸器等適切な保護具を着用し十分に換気する。
アルミ粉塵やチップ状のアルミが発生するような作業はしないこと。
- 接触回避 : 酸、アルカリ、強力な酸化剤、塩化物等との接触禁止。
- 衛生対策 : 取扱い後はよく手を洗うこと。作業中は飲食、喫煙をしない。

保管

- 安全な保管条件 : 水との接触、高温や多湿状態での保管、直射日光を避けて常温常湿の場所に保管する事。
- 安全な容器包装材料 : 保管に際し、ポリ袋や段ボールケースなどに収納することが望ましい。

8. ばく露防止及び保護措置

設備対策	: 通常は不要だが、粉塵・ヒュームが発生する場合で粉塵・ヒュームの濃度を下記基準以下に維持できない時は、局所排気等の設備対策を行う。
許容濃度	: 通常は管理の必要は無いが粉塵・ヒュームが発生する場合には、以下が適用される。
日本産衛学会 (2019 年度版)	: 0.5 mg/m ³ (吸入性粉塵) 2 mg/m ³ (総粉塵) (第 1 種粉塵: アルミニウム)
ACGIH (2024 年版): アルミニウム金属及び不溶性化合物として	TLV-TWA 1 mg/m ³ (呼吸性画分)
その他	: 米国 OSHA PEL アルミニウム粉塵 15.0 mg/m ³ (雰囲気全体) 5.0 mg/m ³ (呼吸可能) アルミニウムヒューム 5.0 mg/m ³
呼吸器の保護具	: 粉塵や細かなチップ等が存在する場合は防塵マスクを着用する事。
手の保護具	: 保護手袋を着用する事。
目の保護	: 目に入る恐れのある場合は保護眼鏡やゴーグルを着用する事。

9. 物理的及び化学的性質

形状	: 固体のテープ状物
色	: 銀白色
臭い	: 特有の樹脂臭を伴う場合あり
融点・凝固点	: 660°C (99.996% Al)
沸点	: 2520°C (99.996% Al)
初留点及び沸騰範囲	: データなし
引火点	: データなし
燃焼又は爆発範囲の上限/下限	: データなし
比重 (相対密度)	: 2.70 (99.996% Al, 20°C)
自然発火温度	: データなし

10. 安定性及び反応性

反応性	
化学的安定性	: 通常の状態においては安定
危険有害反応可能性	: アルミニウム粉末は酸やアルカリと反応して水素を発生し、強力な酸化剤と反応して高熱を発生する
避けるべき条件	: 混触危険物質との接触 巻いた状態で水と長時間接触すると、アルミニウムが反応して熱を発生する 場合がある。また、酸、アルカリ、強力な酸化剤、ハロゲン化物及び有機溶剤 等と接触、またはその雰囲気中に置いた時に反応、腐食、劣化する場合があ る。

混触危険物質	: 酸、アルカリ、強力な酸化剤等
危険有害な分解生成物	: アルミニウムは、酸やアルカリと反応し水素を発生。 粘着剤等は、燃焼や分解した二酸化炭素、一酸化炭素、アセトアルデヒドや炭化水素ガスを発生する場合がある。

11. 有害性情報

急性毒性	: データなし
皮膚腐食性／刺激性	: テープや剥離紙の端部で手を傷つける、また皮膚の弱い人に対し刺激することがあるため、保護手袋の着用が望ましい。
眼に対する重篤な損傷性／刺激性	: 刺激性はないが、眼に入ると眼球を傷つける可能性があるため、状況により保護眼鏡の着用が望ましい。
呼吸器感作性又は皮膚感作性	: データなし
生殖細胞変異原性	: データなし
発がん性	: データなし
生殖毒性	: データなし
特定標的臓器毒性(単回暴露)	: データなし
特定標的臓器毒性(反復暴露)	: データなし
誤えん有害性	: データなし

12. 環境影響情報

生体毒性	: データなし
残留性、分解性	: データなし
生体蓄積性	: データなし
土壌中の移動性	: データなし
オゾン層への有害性	: データなし

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物	: 廃棄においては、関連法規制ならびに地方自治体の基準に従うこと。 都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、または地方公共団体が廃棄物処理を行っている場合はそこに委託して処理する。
汚染容器及び包装	: 容器は洗浄してリサイクルするか、関連法規制ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。空容器を廃棄する場合は、内容物を完全除去すること。

14. 輸送上の注意

国連番号	: 該当せず
品名(国連輸送名)	: 該当せず
国連分類	: 該当せず
容器等級	: 該当せず
海洋汚染物質	: 該当せず
輸送又は輸送手段に 関する特別の安全対策	: 品質保持の為、輸送中の高温、衝撃、水濡れ(高湿度を含む)を避けること。 包装または梱包の上で輸送すること。
国内規制がある場合の規制情報: 「15.適用法令」を参照	

15. 適用法令 : 廃棄物処理及び清掃に関する法律

16. その他の情報

- (1) このSDSに記載の内容は現時点において入手可能な資料、情報、データ等に基づきとりまとめたもので、含有濃度、物理的・化学的性質、危険性、有害性に関し、いかなる保証値をなすものではありません。
- (2) 記載した内容は通常的な取扱いや使用を対象としたものであり、特殊な取扱いにおいては用途・用法に適した安全対策を実施の上でご使用下さい。
製品の取り扱い、使用、保管または廃棄によって生じる損失、損害または費用に対する責任は、直接・間接を問わず一切負いません。
- (3) このSDSは新しい情報に基づいて改訂される事があります。これが最新版であるかどうかを当社に問合せください。
この SDS は JIS Z 7253-2019 に準拠して作成しています。